

日本子宮鏡研究会 技術認定制度規則

第 1 章 総則

第 1 条 目的

外来または短期滞在でおこなわれる子宮鏡検査・処置および手術（以下、これらを総括してオフィス子宮鏡手術と略記する）は子宮腔内において繊細な周辺機器を用いて行う手術手技であり、機器に対する十分な知識と高度な技術が求められる。日本子宮鏡研究会技術認定制度は、産婦人科領域におけるオフィス子宮鏡手術に携わる医師の技術と知識を評価し、オフィス子宮鏡手術を安全かつ円滑に施行する技量とオフィス子宮鏡手術の指導者としての資質を有する者を認定して「オフィス子宮鏡手術認定医（通称：外来子宮鏡手術認定医）」の称号を付与し、本邦産婦人科領域におけるオフィス子宮鏡手術の発展と普及を促し、さらには国民の健康維持に寄与することを目的とする。

第 2 章 技術認定制度委員会

第 2 条 技術認定制度委員会の設置

日本子宮鏡研究会（以下、本研究会と略記）は、前条の目的を達成するために技術認定制度委員会を置く。

第 3 条 技術認定制度委員会の構成と資格

- 1) 委員長 1 名と委員若干名
- 2) 技術認定制度委員会委員は、一般社団法人日本専門医機構認定産婦人科専門医でなければならない。
- 3) 技術認定制度委員会委員は本研究会会員であると同時に、本研究会オフィス子宮鏡手術認定医資格取得者でなければならない。
- 4) 技術認定制度委員会委員は、本研究会の代表理事が推薦し、理事会の承認を得る。

第 4 条 技術認定制度委員会の業務

技術認定制度委員会は、認定制度にかかわるすべての問題に対処する。

第 5 条 技術認定制度委員会委員長の業務

- 1) 技術認定制度委員会委員長は技術認定制度委員会委員の互選により選出され理事会の承認を得て代表理事が任命する。委員長は技術認定制度担当常務理事を兼ねることができる。
- 2) 技術認定制度委員会において決定された案件は、委員長が理事会に報告し、理事会の承認を得た後、対処される。

第6条 技術認定制度委員と委員長の任期

委員の任期は2年とし再任を妨げないが、原則として継続4年を超えない。委員長の任期は委員と同じとする。

第7条 技術認定制度委員と委員長の欠員の補充

委員あるいは委員長に欠員が生じたときは、代表理事がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 技術認定資格審査委員会

第8条 技術認定資格審査委員会の設置

本研究会は、第1章の目的を達成するために技術認定資格審査委員会を置く。技術認定資格審査委員会は技術認定のため申請された書類をもとに技術認定申請者の技量を審査し、結果を技術認定制度委員会に報告する。

第9条 技術資格審査委員会の構成と資格

- 1) 委員長1名と委員若干名
- 2) 技術認定資格審査委員会委員は、一般社団法人日本専門医機構認定産婦人科専門医でなければならない。
- 3) 技術認定資格審査委員会委員は本研究会会員であると同時に、本研究会オフィス子宮鏡手術認定医資格取得者でなければならない。
- 4) 産婦人科領域のオフィス子宮鏡手術を独力で完遂でき、これらの手術の指導ができなければならない。
- 5) 本研究会あるいはそれに準じる国内および国際学会での十分な業績を有すること。
- 6) 本研究会雑誌あるいはそれに準じる国内および国際雑誌に十分な業績を有すること。
- 7) 技術認定資格審査委員会委員は、本研究会の代表理事が推薦し、理事会の承認を得る。

第10条 技術認定資格審査委員会の業務

技術認定資格審査委員会は、オフィス子宮鏡手術認定医の認定を希望する者の審査を行う。

第11条 技術認定資格審査委員長の業務

- 1) 技術認定資格審査委員会委員長は、技術認定資格審査委員会委員の互選により選出され理事会の承認を得て代表理事が任命する。委員長は技術認定資格審査担当常務理事を兼ねることができる。
- 2) 技術認定資格審査委員会は、当該年のオフィス子宮鏡手術認定医審査ならびに審査結果の判定を行い、技術認定制度委員会に答申する。

第 12 条 技術認定資格審査委員と委員長の任期

委員の任期は2年とし再任を妨げないが、原則として継続4年を超えない。委員長の任期は委員と同じとする。

第 13 条 技術認定資格審査委員と委員長の欠員の補充

委員あるいは委員長に欠員が生じたときは、代表理事がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 14 条 技術認定資格審査委員の資格喪失

次の各号に該当する者は、技術認定資格審査委員の資格を喪失する。

- 1) 正当な理由により技術認定資格審査委員としての資格を辞退したとき。
- 2) 一般社団法人日本専門医機構認定産婦人科専門医の資格を喪失したとき。
- 3) オフィス子宮鏡手術認定医の更新を受けないとき。
- 4) 産婦人科領域のオフィス子宮鏡手術に従事しなくなったとき。
- 5) 技術認定資格審査委員として不相当と認められたとき。

第 4 章 技術認定申請資格

第 15 条 技術認定申請要件

技術認定を申請する者（以下、技術認定申請者と略記）は次に定める要件を満たす必要がある。

- 1) 本研究会会員であり、かつ会費の未納がないこと。
- 2) 一般社団法人日本専門医機構認定産婦人科専門医であること。
- 3) 産婦人科専門医取得後に術者として以下の手術経験数の総計が規定件数以上のオフィス子宮鏡手術経験を有すること。
 - ①軟性鏡インターベンション（子宮鏡下選択卵管通水、スネアポリペクトミー、子宮鏡（補助）下子宮内膜生検または子宮内膜搔爬など）
 - ②細径硬性子宮鏡手術（生検は含んでよいが観察のみは不可、電極通電による切除を伴うものは含まない、止血目的のみでの電極使用は可）
 - ③組織回収デバイス手術（電極通電による切除を伴うものは含まない）※手術の規定件数は上記①、②、③経験数の総計が40件で、手術指導件数を含んでよい。但し、そのうち総計20件以上は自ら主たる術者として手術を施行完遂したものとする。
- 4) 本研究会が開催する学術講演会、あるいは国内外内視鏡関連学会、および公益社団法人日本産科婦人科学会中央専門医制度委員会が認め研修出席証明される都道府県レベル以上での関連学会において、筆頭演者として学会発表1件以上の子宮鏡に関する発表があること。もしくは、子宮鏡に関する論文（和文、英文を問わない）を、筆頭著者として査読の証明がある医学雑誌に発表していること。この学会発表や論文発表は技術認定資格審査委員会の審査により内容が適切であると認められたものでなければならぬ。

※4)については、一般社団法人日本産科婦人科内視鏡学会認定技術認定医（子宮鏡）資格の保有で代替される。

第5章 技術認定方法

第16条 申請方法

技術認定を希望する者は、次の各号に定める申請書類を本研究会技術認定制度委員会に提出し、審査料20,000円を納付する。

- 1) 技術認定申請書・履歴書（様式第1号）
- 2) 一般社団法人日本専門医機構認定産婦人科専門医認定証（写）
- 3) 研修履歴（様式第2号）
- 4) オフィス子宮鏡手技実績一覧表（様式第3号）
- 5) 子宮鏡手術関係の学会発表または論文の詳細（様式第4号）
 - ・学会発表は、抄録および演題一覧のコピーを添付
 - ・論文は、別刷りまたは全文コピーを添付

申請書類チェックリスト

※日本産科婦人科内視鏡学会技術認定医（子宮鏡）資格を保有するものは、認定証（写）の提出により、2)、5)の提出は不要となる。

第17条 技術認定審査方法

技術認定申請者は、技術認定資格審査委員会によって、申請書類から技量を審査され、技術認定制度委員会にその結果が報告される。その結果は理事会に答申される。

- 1) 申請期間は毎年5月1日より5月末日（必着）までとする。
- 2) 審査は年1回とする。

第18条 認定証の交付

代表理事は、技術認定制度委員会および技術認定資格審査委員会が術者としての十分なる技量があると認められた者に対して、理事会の議を経て評議員会に報告し本研究会技術認定証を交付する。

第19条 技術認定資格の更新

1. 技術認定資格の更新

技術認定資格は5年ごとに更新を必要とする。更新は日本子宮鏡研究会学術研修会に2回以上の参加を必須とし、第15条1)、4)の書類に、申請から遡って過去5年間の下記内容を追加提出し、それら申請内容を技術認定資格審査委員会で調査並びに審査し、技術認定制度委員会が判定し理事会の議を経て承認される。

- 1) 継続して臨床に従事していることの臨床実績
- 2) 日本子宮鏡研究会学術講演会内で開催される学術研修会の2回以上の参加

3) 子宮鏡に関する学会、研究会、研修会、セミナー等の参加実績および学会発表、論文発表、論文査読の実績。これら条件は別に定める。

4) オフィス子宮鏡手術 40 例以上（5 年間の手術総計、手術指導件数を含んでよい）の手術実績一覧表

2. 更新審査料

書類審査で 10,000 円とする。

3. 更新延期

1) 産休、留学、病気療養等で臨床を中断した場合、あるいはやむを得ない事情でオフィス子宮鏡手術に関われない時期があった場合、更新申請を延期することができる。

2) 延期願いは、当該年度に本人が申請し、技術認定制度委員会で審査する。期間は原則として 1 年以内とする。延長期間中は認定医として扱い、本研究会ホームページの認定医リストからも削除しない。

第 20 条 技術認定証取得者の資格停止

次に該当する者は、技術認定制度委員会および理事会の議を経て、その資格を停止される。

1) 産休、留学、病気療養等で臨床を中断する場合、臨床に従事しなくなるなど正当な理由を付して、その認定資格更新を辞退したとき。

2) 本研究会会則の規定に従って、会員としての資格を喪失したとき、および資格を停止されたとき。

3) 各種申請書に虚偽の認められたとき。

4) 委員会の討議で技術認定証取得者として不適当であると認められたとき。

第 21 条 復活

1) 第 20 条 1)により停止された技術認定資格は、資格停止から 2 年以内に復帰の申し立てがあった場合、技術認定制度委員会および理事会の議を経て、再認定申請を認めることができる。

2) 第 20 条 2)~4)による資格停止の場合は、資格停止後、以下に定める要件を満たせば、新規技術認定申請を行うことができる。

(1) 資格停止後、新たに本規則第 19 条 1)~3)に掲げる技術認定申請要件をすべて満たすこと。

(2) 資格停止後、通算 1 年(12 ヶ月)以上の産婦人科オフィス子宮鏡手術の修練を行っており本規則第 19 条 4)を満たしていること。

第 22 条 技術認定医の資格停止と再認定

1) 技術認定医は指定期間内に更新を行わなかった場合、一時的に技術認定医の資格を停止する。資格停止後は技術認定医としては扱われず、本研究会ホームページの認定医リストからも削除される。

2) 資格停止期間が 2 年を超えた場合は、更新申請はできない。但し、新規申請を妨げるものではない。

第 23 条 技術認定制度規則の変更

本研究会が技術認定制度規則を変更しようとするときは、理事会の決議を経なければならない。

本規則は 2024 年 4 月 1 日より施行する。